NEWS RELEASE

Face to Face
宮崎第一信用金庫

宮崎市橘通東２丁目４番１号
https://www.miyasin.co.jp

令和８年10月吉日

お客さま各位

宮崎第一信用金庫

当座勘定規定の一部改訂のお知らせ

平素より宮崎第一信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

宮崎第一信用金庫では、２０２６年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、当座勘定規定を一部改定いたします。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．改定日
・令和８年10月５日（月）

２．改訂対象となる規定
・当座勘定規定（一般用）
（約束手形用法・為替手形用法・小切手用法）

３．改定内容
（１）令和８年９月30日を超えて振り出された手形・小切手の取扱いについて追加

４．当座勘定規定の新旧対照表は、以下のとおりです。

改定前	改定後
第７条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （略）	第７条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 なお、令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （略）
第８条（手形、小切手用紙等） ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （略）	第８条（手形、小切手用紙等） ①当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ただし、令和８年９月３０日までに振り出してください。 ②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年９月３０日までに振り出された手形であることを確認してください。 （略）

改定前	改定後
第 17 条 （振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (略)	第 17 条 （振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (略)
第 18 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (略)	第 18 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (略)
約束手形用法 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 (略)	**約束手形用法** ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 (略)
為替手形用法 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 (略)	**為替手形用法** ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 (略)
小切手用法 ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 (略)	**小切手用法** ２．小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 (略)

改定後の各種規定等は、改定日以降に当金庫ホームページの「預金規定のご案内」をご覧ください。

以上